

2016年9月20日

確認検査手数料を10月1日より一部改定いたします。

一般財団法人ベターリビングでは建築基準法に基づく確認検査業務を行っております。

このたび、確認検査手数料について業務内容等に応じた合理的なものとし、申請者の方々に当財団への申請を行っていただきやすくするため、平成28年10月1日よりその一部を改定いたします。

主な改定点は以下の項目です。

項目	現行	改定
四号建築物以外で 100 m ² 以内の建築物の手数料	200 m ² 以内の建築物の手数料を適用 (100,000 円)	100 m ² 以内の建築物の手数料を新設 (65,000 円)
用途変更申請の手数料	変更に係る部分の床面積に応じた手数料を適用	変更に係る部分の床面積の1/2の床面積に応じた手数料を適用
構造計算においてルート2基準審査を適用する場合の追加手数料	+30,000 円	+60,000 円
構造計算を要する複数棟の建築物の追加手数料	明確な規定なし	増加棟ごとに+30,000 円
避難安全検証法、特殊な構造計算方法等の追加手数料	増額規定のみ	料金表を新設
仮使用認定申請の手数料	延べ面積に応じた手数料を適用	仮使用に係る部分の床面積に応じた手数料を適用

なお9月30日までに申請受付を行う場合に、経過措置として現行手数料と改定後の手数料のいずれか廉価となる手数料とさせていただきます。

そのほか詳細につきましては、当財団ホームページ〈建築確認検査〉(<http://www.cbl.or.jp/standard/kenki/index.html>) から〈手数料〉のページをご覧ください。

本件に関するお問い合わせ先

建築確認・住宅性能評価部 担当:宮城、佐藤(信)

TEL : 03-5211-0599 FAX : 03-5211-0596